

Title	鈴木規子君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2006
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.79, No.3 (2006. 3) ,p.111- 119
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20060328-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

鈴木規子君学位請求論文審査報告

I 論文の構成

鈴木規子君（慶應義塾大学大学院法学研究科政治学専攻前期・後期博士課程単位取得退学、学術振興会特別研究員）がこのたび提出した博士学位請求論文、『EU市民権と市民意識に関する実証的研究——EU市民権のパラドクス？——』は、今日、注目されているヨーロッパ連合

(European Union: EU) の市民権 (European Citizenship) と、それを行使するEU域内国出身の外国人市民の意識に関する実証的な研究である。一九九二年のヨーロッパ連合条約のなかで定められたEU市民権は、EU構成国の国籍をもつ者すべてに、国籍のないEU構成国に居住しているも、欧州議会選挙ならびに居住国の地方議会選挙の選挙権および被選挙権を認めている。本論文は、(一) このEU市民権が各構成国で、どのように具体化されているのか、(二) その権利は、EU域内構成国出身外国人市民によってどの程度行使され、彼／彼女らの市民意識やアイ

デンティティをどのように変えているのか、(三) EU市民権の導入・実施により、ヨーロッパ(EU)・アイデンティティが強化されているのか否か、などについて考察する。そのための分析枠組みとして、社会学者の梶田孝道の提示した「アイデンティティの三空間(EU・国家・民族)並存モデル」を援用する。本調査は、同モデルを検証する試みでもある。鈴木君は、EUのなかで最も移民を受け入れている国の一つであるフランスに居住する、EU構成国出身者で最大人口をもつポルトガル人を事例にとりあげる。

論文の構成(目次)は以下の通りである。

序論

第1部 EU市民権の法的・政治的・社会的影響

——EUと国家——

第1章 EU市民権の誕生と構成国における適用

第2章 ドイツ国籍法改正とEU市民権

第3章 EU市民への地方参政権に抵抗するフランス

——国民国家の変容とEU市民権の影響——

第2部 EU市民たちの地方参政権行使と市民意識の実態

——フランスのポルトガル人を事例に——

第4章 フランス市町村議会選挙へのEU市民の参加

第5章 フランスにおけるポルトガル移民

第 6 章

——移住の歴史、特徴、政治文化——
 ポルトガル人たちの EU 市民権と市民意識

——ポルトガル人市議へのアンケート調査の結果
 より——

第 7 章 結論

追補「調査について」

A. 在仏ポルトガル議員に対する調査の概要

B. インタビュー調査対象者リスト

C. EU 市民権に関するアンケート (原文および日本語訳)

D. ポルトガル国籍のみの市議会議員のプロフィール

E. アンケート回答結果

F. 調査資料「大使館二〇〇四年」

引用・参考文献および資料

本論文は、A 4 判用紙横書きにて、各頁一、二〇〇字で書かれ、本文および追補資料・参考文献一覧を含んで約二二〇頁あり、文字数は約二六万字の分量をもつ。博士学位請求論文として十分な分量である。

II 論文の概要

第 1 部第 1 章では、EU 市民権の誕生の経緯と、各構成

国が EU 市民権を具体的に国内に適用していく過程が総論的に考察される。すべての EU 構成国は EU 市民権を国内法化し、一九九四年の欧州議会選挙から EU 構成国出身者に対して、居住国の国民と等しく欧州議会選挙の参政権を行使することを認めた。にもかかわらず、居住国で有権者登録をした構成国出身外国人は少なく、従来通り国籍国に帰って投票する傾向が強かった。それに対して、EU 構成国出身外国人に認められた居住国での地方議会選挙の参政権については、国民国家の強い抵抗がみられた。一九九六年一月以降の地方選挙に適用されるはずの規定が、国によっては法整備が進まず、とくに、ベルギーやフランスではさらに二年以上時間を要した上に、国民主権を維持するための例外事項が設定されて、漸く EU 市民権が成立する運びとなった。その過程のなかで、EU 構成諸国の市民権制度や国籍法が、出生地主義をとまなうリベラルなものへ変化し、EU 構成国出身外国人には欧州議会選挙はもろろんのこと、国内地方参政権が与えられたことが確認される。

この過程をより詳しく考察するため、第 2 章ではドイツの事例が考察される。一九一三年以来血統主義に基づく国籍制度を運用してきたドイツでも、二〇〇〇年のドイツ国籍法改正により大きな変化が生じた。その背景には、冷戦

終了と東西ドイツ統一、その後の、旧ソ連・東欧からのドイツ系住民（アウスジードラーと呼ばれる人々）の帰還が急増するといった「国際政治的要因」や「社会的要因」に加え、保守政権から外国人統合に積極的な社会民主党・緑の党連立政権へ替わったという「国内政治的要因」もあるが、なによりもEU法が定めた「EU市民権の影響」が大きかったことが明らかにされる。また第3章では、ドイツとは対照的に、伝統的にリベラルな国籍制度をもちながらも、外国人の地方参政権付与に最後まで強く反対してきたフランスでも、EU構成国出身者には参政権が与えられたことが論じられる。以上で、EU構成国の市民権・参政権の収斂の動きが明らかにされる。

しかし第3章で、筆者はEU市民権がEU域外出身外国人には適用されず、構成国出身外国人と域外出身外国人との間に市民権上の格差を生み出し、域外出身外国人に対する構造的暴力が強化されるというネガティブな面でも収斂がみられる点に触れる。そして、EU市民権の承認が逆説的に外国人の間の不平等を生み出すことに驚いたフランスでは、その解消にむけて世論が動き、すべての外国人に地方参政権を認める法案が提出される状況にまでなったこと、また同様な動きは、国家主権にこだわる他の国に

おいてもみられ、ベルギーでは五年以上居住しているすべての外国人に地方議会参政権が認められたこと、そして、ルクセンブルクでも同じく五年以上居住する外国人に地方議会選挙権が認められるに至ったことも明らかにする。

第2部では、EU市民権が与えられ、居住国の地方議会選挙に参加できるようになったEU構成国出身の外国人が、EU市民権導入の目的の一つであるポスト・ナショナルなヨーロッパ(EU)・アイデンティティを身に付けはじめたかどうかを検証する。国境を超えて移動しているEU構成国出身外国人は、既存のナショナルな市民権では国籍国以外の市民権をもたないが、彼/彼女らがEU構成国出身者であるという理由でEU市民権が認められたのであるから、彼/彼女らこそがEU市民権の最大の享受者である。

したがって、EU構成国出身外国人たちこそヨーロッパ市民意識を強く抱くのではないかと筆者は考え、外国人の市民権意識の動態を本研究の中心に据える。筆者は、社会学者の梶田孝道による「アイデンティティの三空間(EU・国家・民族)並存モデル」を利用し、EU構成国出身外国人のEU、国家、民族あるいは地域への帰属意識の有無と強弱を調査する。

筆者はまず第2部第4章で、EU構成国出身外国人が初

めて参加した二〇〇一年のフランス市町村議会選挙の結果やユーロバロメーターを利用して、EU構成国出身外国人たちの政治意識やアイデンティティの実態の概要を明らかにする。同選挙へのEU構成国出身者の有権者登録率を調べて判明したことは、①フランスで行われた一九九四年、九九年の欧州議会選挙へのEU構成国出身外国人たちの有権者登録率(各々三・八%、五・九%)と比べると、地方議会選挙への登録率は高く一三・八%であったが、他のEU構成国で実施された地方議会選挙に参加したEU構成国出身者の割合に比べると低いこと。②EU構成国出身者の候補者数は九九一人、当選者は二〇四人であったこと。③フランス在住のEU構成国出身者の半数近くを占めるのはポルトガル系住民であるが、ポルトガル系住民の有権者登録割合は一〇・一%で低かったこと(EU構成国市民一四グループのうち第一三位)である。③しかし、意外にも立候補したポルトガル人は多く、全体の三〇%を占めるだけでなく八三人の当選者をだし、当選者の約四〇%を占めていた、などである。なお、ユーロバロメーター調査からは、フランス人有権者もポルトガル系有権者にも、フランスかヨーロッパかという単一帰属意識ではなく、双方に帰属意識を感じるものが多いことが判明し、EU意識の展開を確

認する。

第5章で筆者は、立候補したポルトガル系市民が多いにもかかわらず、フランスに居住するEU構成国出身者のかで最多人口を抱えるポルトガル系市民全体の、政治的関心が低い理由について考察し、①戦前・戦後のポルトガルからの移住者は、独裁体制下の本国と経済的貧困を嫌って移住したものが多く、もともと投票文化をもっていないかったこと、②フランス移住後も長い間、外国人故に政治的権利が与えられず、政治的経験が非常に限定されていたこと、③政治的・社会的権利の欠如から貧困層に留まるものが多く、政治的関心が低い、といった特有の政治文化が深く関わっていたことを明らかにする。

次に、第6章でポルトガル系地方議員に対する筆者による調査の結果が報告される。筆者がポルトガル系議員に対して意識調査を行った理由は、ポルトガル系住民に対する大規模な質問紙調査が不可能であったこと、またフランス語を流暢に話せる地方議員が調査対象として都合よかったという理由による。調査は、アンケートおよびインタビューによる、質的・量的な手法の双方を用いている。調査対象は、地方選挙後に開かれたポルトガル大使館主催の地方議員大会に出席した、八三名の議員を含む全国約二二〇名

のポルトガル系地方議員のなかから一二五名を選び、母集団としたアンケート調査を実施し、回収率三四％（四二名）の結果を得ている。さらに、アンケート回答者のうち一四名の市会議員に対して現地での聞き取り調査を行っている。ポルトガル人コミュニティ全体ではポルトガル国籍しかもたない人々のほうが、フランス国籍取得者よりも多く七対三の割合だが、議員の国籍比は三対七と正反対である。このことは、ポルトガル系移住者全体の投票率は低いが、立候補者は多いという現象と関連があると考えてよいが、筆者によるポルトガル系地方議員の調査結果を大まかにまとめると、以下のようなになる。

まず注目すべきは、EU市民権導入の影響である。ポルトガル系地方議員でも、四人に一人が今回初めて投票をしたという状態であり、このなかにはフランス国籍取得者もいる。また、立候補は今回が初めてというものが九割近く占めていた。これは、近年、EU市民権の施行により政治意識が高まったからだと考えられる。これに関しては聞き取り調査により、アソシアシオン（市民団体）がポルトガル・コミュニティ内で活動し、EU市民権と地方参政権付与の意義を周知させ、有権者登録率を高める点で有効であったことも判明した。なお、市民意識やアイデンティティ

の動態に関しては、EU市民権はポルトガル国籍者に新たに参政権を与えたので、ポルトガル国籍者の住民の政治意識と帰属意識により強く影響し、ポルトガル国籍地方議員のヨーロッパ人意識を強化したが、フランス国籍取得者にはほとんど影響を与えなかったことから、フランス国籍取得地方議員にはフランス人意識が支配的であったことが判明した。

第二に注目すべきは、アイデンティティの多様化・複数化・分極化である。確かに、ポルトガル国籍地方議員を中心にEU市民意識が強まりつつあり、フランス国籍取得地方議員は、フランスへのナショナルな帰属意識を維持しているが、双方の地方議員はポルトガル系エスニシティを同時に強めていたという事実である。EU市民権は、ポルトガル国籍地方議員を中心にEU市民意識を強めると同時に、地方議員全体のエスニックな意識を強めるという逆説的な状況を生み出していた。これはEU市民権のパラドクスの一つといえよう。その結果、「ポルトガル市民意識」あるいは「フランス市民意識」のみをもつポルトガル系地方議員はほとんどないことも明らかにした。聞き取り調査によると、ポルトガル国籍地方議員は「フランス市民意識」よりも「EU市民」意識を強くもっていると同時に、

選挙を通してポルトガル市民と感じる度合いを強めたとするものが多い。他方、「フランス市民」意識が強いフランス国籍取得ポルトガル系地方議員でも、「フランス人でありポルトガル人である」という意識をもつものが多いのである。その結果、ポルトガル系地方議員の八割が一つのアイデンティティではなく、複数のアイデンティティを抱いているのである。なかには、ローカルなアイデンティティをもつものも含まれていた。

第三に注目すべき結果は、国籍状況はどうであれポルトガル系地方議員のなかで、定住するフランスに対して、また出身国ポルトガルにも自己同一化できないものは、EU市民意識を最もふさわしいアイデンティティとして選択する傾向があるということである。最後に注目すべき点は、地方参政権を域外国出身外国人に拡大適用することには、フランス国籍取得者もポルトガル国籍の議員も消極的だということである。その傾向はフランス国籍取得者に強いが、ポルトガル国籍地方議員の間でも、ヨーロッパ人意識が強いものほど、非ヨーロッパ人に対しては慎重な姿勢を示すことが判明した。したがって、ポスト・ナショナルな市民意識の確立を目指すEU市民権導入により、EU構成外国人居住者と域外国出身者との間の市民権における格差は

維持されると予測できる。ここに、EU市民権のもう一つのパラドクスを支える市民意識の動態を見出すことができる。

以上の調査結果から判明した二つのパラドクスを踏まえて、第7章で筆者は、EU市民権の将来展望を行う。確かに、市民意識の高揚や帰属意識の強まりは、なによりも政治参加や投票・選挙経験などによって築かれるとすると、今後、EU構成国出身外国人が居住国で地方選挙への参加を繰り返すなかで、ヨーロッパ・アイデンティティとエスニック・アイデンティティの双方を強めていくと考えられるが、このような外国人の意識動態に不満をもつフランス国民主流の人々による、排外主義的な極右政党への支持を強め、結果としてフランスの反動的ナショナリズムを強めるのではないかと筆者は心配する。

他方で、構成国出身外国人に与えられたものを得ることのできない域外国出身者は、EUおよびフランスに対して不満を抱くであろう。このような不満がエスニック問題を引き起こすだけではなく、テロ活動にもつながる可能性が無いとはいえない。EU市民権が反動的ナショナリズムあるいは反動的エスニック感情を強める方向ではなく、本来の目的であったポスト・ナショナルな市民権を目指すため

には、EU構成国出身外国人に国政選挙への参政権を与えてナショナルな帰属意識を醸成する必要があると同時に、EU構成国と域外の区別や、国籍による政治的な差別をなくして域外国出身者エスニック・マイノリティ集団の不満を減らすことも必要だろう、と論じて議論を閉じる。

III 評価と結論

EU市民権というポスト・ナショナルで超国家的市民権の付与と、それが市民意識や政治的アイデンティティに与える影響を研究することは大変重要である。従来は、EU市民権の研究というと、その制度的側面や法的側面の紹介に特化した研究が多く、EU市民権をEUの人々がどのように受け止め、行使した結果、市民意識やアイデンティティにどのような影響がもたらされるのかといった点に関する実証的な研究は日本においては少なかつた。ユーロバロームーターによる大規模な国民レベルの大雑把な調査は存在するが、移住者の詳細な意識研究はほとんど皆無であった。そうした点からみると、フランス国内在住のポルトガル人に焦点を絞り、その人々のもつEU市民権に対する認識とその行使状況、そして、その結果としての意識変化に焦点を当てた実証研究を試みた本研究は、多文化社会化する

る国民国家や多文化世界の市民意識の動態と、今後の政治・秩序形成という研究課題からみても、重要な貢献をするに違いない。

また、梶田孝道によって提出されたアイデンティティの三空間並存モデルは、EUの安定的統合を進めるためには、EUという超国家レベルのアイデンティティを強化するだけでは不十分であり、その他のナショナルなアイデンティティ、エスニック（あるいはローカル）なアイデンティティも維持し、むしろバランスよく並存させることが必要ではないかと示唆するものである。しかしながら、この三空間並存モデルを実証的に検証しようとする試みは、本モデルが提出されてから一〇年以上が経つが、誰も行っていない。筆者は、基本的に三空間モデルが示唆するアイデンティティの多重性と並存的発展が、EUの安定的発展にとり重要だという考え方を受け入れているようだが、現状では、国政選挙への参加がEU構成国出身外国人に認められていないため、バランスの悪いアイデンティティ状況にあることを明らかにした。すなわち、外国人の間ではポスト・ナショナルとローカル（エスニック）なアイデンティティへの分極化が進み、各国主流国民の間にはその反動として、ナショナルなアイデンティティの強化が進んでいるという

事態である。これにより、二〇〇五年におきた、EU憲法草案をオランダとフランスが否決したこと、ロンドン地下鉄テロ事件の背景、そして同年一〇月〜十一月にかけて発生したムスリム系若者によるパリおよびフランス地方都市郊外における騒擾も、この観点から理解可能である。

しかし、今後改善すべき課題も多い。その第一は、フランスの外国人居住者の移住者の市民意識を明らかにするために、ポルトガル系移住者が選ばれたのは、その歴史的経緯や人口規模などからみて問題ないが、調査対象がポルトガル系地方議員のみであり、そこからポルトガル系住民全体の意識動向を推し測ろうとする意図が本稿にみられるが、それには無理があると考えられる。当然、今後、大量質問紙調査などを実施する必要がある。その点で本研究は予備的な考察とあってよい。また、本研究ではポルトガル系地方議員のみが研究対象となっていることから、その母集団が小さく、有効回答数は四二名であり、インタビュー調査によりその問題点が補われているとはいえず、やはり調査結果は中間的・暫定的なものであるといわざるを得ない。さらに、インタビュー調査の成果が十分生かされているとも思えない。さらに、本人の調査技術・統計処理能力の問題がある。筆者は、調査の専門家の協力を得て博士課程在学中

に精力的に質問紙調査やインタビュー調査を実施したものの、その調査結果の集計と分析あるいは調査結果の有効性の検定などの調査技法においては、一定の水準に達しているとはいえず、まだ未熟な点が垣間みられる不安が残る。

しかしながら、今回の論文が将来予定する大規模な調査の予備的な成果のまとめであるとしても、その成果は、大変興味深いだけでなく希少価値があることを考えると、先の欠点は致命的なものとは思えない。むしろ、今回の学位請求論文により、鈴木規子君には、今後、本研究に示された欠点を十分克服する能力があり、よりよい成果を生み出すことが十分期待できる人物であるという印象を、しっかりと審査員一同に与えることに成功したといってもよい。

よって審査員一同は、鈴木規子君の本学位請求論文が学位授与にふさわしい内容をもつものであると認定したことを、ここに法学研究科委員会に報告するものである。最後に、本論文の量的調査の精度に関して、竹ノ下弘久静岡大学文学部助教授の協力を審査の一助としたことを付記するとともに、同助教授に感謝の意を表したい。

以上。

二〇〇六年一月二日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員社会学博士	関根 政美
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員	田中 俊郎
副査	慶應義塾大学大学院法務 研究科(法科大学院)教授	庄司 克宏